

## 平成20年度の 後期高齢者医療保険料について



後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため75歳(一定以上の障害があると認定された人は65歳)以上の後期高齢者を対象に、新たに創設された医療制度で、平成20年4月から実施されています。

### 保険料は全員が納めなければなりません

被保険者全員が保険料を個人単位で納めます。

### 保険料の決定、通知

年間保険料の決定額は、7月中旬にお知らせします。

### 保険料の納め方

#### ▽特別徴収(年金からの天引き)

保険料は原則として年金から天引き(特別徴収)されます。

※受給年金額が18万円以下の方および介護保険料と合わせた額が年金受給額の1/2以上になる人は、納付書(普通徴収)で納付していただきます。

※第1期、第2期、第3期分は仮算定の保険料を年金支給額から天引きします。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

#### ▽普通徴収(納付書で納付)

納付書(7月に通知する保険料の決定通知書に同封)で個別に保険料を納めてください。

7月 1期	8月 2期	9月 3期	10月 4期	11月 5期	12月 6期	1月 7期	2月 8期
----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------

納期限は、各納期月の末日です(12月は25日が納期限)。納期月の末日が日曜・祝祭日などにあたるときは、その翌日(土曜日にあたるときは翌々日)が納期限となります。

### 後期高齢者医療制度の保険料の決め方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計した額で、個人の所得に応じた保険料を広域連合が決定します。

▽保険料(賦課限度額 500,000円)

均等割 39,900円

所得割 (総所得金額-基礎控除 330,000円)×7.5%

### 均等割の軽減について

世帯所得の低い人は、保険料の均等割額が7割・5割・2割の段階区分で軽減されます。

軽減割合	被保険者+世帯主の総所得金額等
7割軽減	【33万円】を超えない世帯
5割軽減	【33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯
2割軽減	【33万円+35万円×被保険者数】を超えない世帯

#### <被扶養者の経過措置>

会社の健康保険などの被扶養者だった人は、平成20年4月から9月までの半年間、保険料負担が全額免除され、10月から平成21年3月までの半年間は、保険料の9割が軽減されます。

#### <被扶養者の軽減措置>

会社の健康保険などの被扶養者だった人は、被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

※平成20年度中に軽減措置の拡大が予定されていますので、決定次第お知らせします。

■問合せ先 保険課後期高齢者医療係 ☎(内線373・393)